

### 1. 政策及び目標等

<b>政 策</b>	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
<b>達成すべき目標</b>	組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること
<b>目標設定の考え方及びその根拠</b>	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の規定により、マネー・ローンダリング等に関すると思われる取引について、金融機関等による届け出が義務付けられている「疑わしい取引の届出」制度により、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。 根拠：組織的犯罪処罰法第 54 条等
<b>測定指標</b>	処理状況（年間届出件数及び提供件数）

### 2. 17 年度重点施策等

<b>17 年度 重点施策</b>	<p>研修会及び意見交換会等の実施</p> <p>外国 F I U 及び国際機関との連携強化</p> <p>アジア・太平洋地域 N C C T レビューグループ対象国の改善等及び解除国に対するモニタリング</p> <p>F A T F 勧告の遵守</p> <p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化</p>
<b>参考指標</b>	<p>各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況</p> <p>外国 F I U との協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数）</p> <p>N C C T 対象国リストに掲載されている 2 カ国の改善状況（解除を含む）・N C C T 対象国リストから最近解除された 2 カ国・1 地域の改善状況</p> <p>勧告対応状況</p> <p>処理状況（年間届出件数及び提供件数）</p>

### 3. 政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、

当該行為を防止する必要があります。

金融庁では、疑わしい取引の届出について適切に情報提供するとともに、その実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策等の強化に努めることとしました。

#### **4. 平成 17 事務年度における事務運営についての評価**

##### ( 1 ) 処理状況等 ( 年間届出件数及び提供件数 )

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施し、金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加しました。また、17 年中の総届出件数 98,935 件のうち、67.5% に当たる 66,812 件の届出に係る情報が、捜査機関等において犯罪捜査等に資すると認められ、活用されているように、情報の質も一定の向上が見られるところです。

更に、同研修会においては、情報管理の強化のため、金融庁電子申請・届出システムを利用した届出の活用を勧奨しました。

法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と意見交換を行いました。

##### ( 2 ) 国際会議等への参画状況等

国際会議においては積極的に参加・貢献し、F A T F のアジア・太平洋地域 N C C T レビューグループ議長として主導的な役割を果たすとともに、関係諸外国との協調関係等の構築に努めました。また、A P G においては、共同議長として年次会合の議長を務め、A P G 事務局に適切な助言を行う等、A P G の円滑な運営等に貢献しました。

更に、オーストラリア F I U、タイ F I U、香港 F I U 及びカナダ F I U との間で情報交換枠組を設定するなど、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。加えて、F A T F 改定勧告の国内実施に向けた取組みに対して、関係省庁と連絡を密にし、勧告実施のための協力を推進しました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えています。

#### **5. 今後の課題**

( 1 ) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金

融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。

更には、情報管理強化の観点から金融庁電子申請・届出システムの活用を推していく必要があります。

(2) 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、捜査機関等が提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。

(3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もFATF、APG等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国FIUとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。また、FATF改定勧告の国内対応については、関係省庁と更なる協力を推し進めていく必要があります。

なお、今後、特定金融情報室(FIU)の機能が警察庁に移管される予定となっていることから、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議等に積極的に参加するとともに、更に、情報交換枠組を設定する。なお、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく)を行う必要があります。